センターだより滋賀

滋賀県立精神保健福祉センター　Tel 077-567-5010
Fax 077-566-5370
〒525-0072　滋賀県草津市笠山八丁目４番25号
http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishinhoken/

平成２７年１０月　　第１７号

目　　次

● 精神医療審査会について・・・・・・・・・・・・・・１、２
● 思春期とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
● 子ども若者県民意識調査の結果について・・・・・４
● お知らせ　これからの公開講座の予定・・・・・・５
● 若者の自殺について・・・・・・・・・・・・・・・５、６

滋賀県立精神保健福祉センターです。日頃から当センターの事業や活動に、ご理解、ご協力を賜り、心からお礼申し上げます。早や１０月ですが、昨年と比べると一段と寒くなっており、昼夜の寒暖差も激しいため、皆さん体調管理には十分気をつけてください。

さて、改正精神保健福祉法の施行後１年が経過しました。今回の改正によって発生した見直し業務等は、一定落ち着いたかと思われます。また、この法律の趣旨や内容にも馴染んできたところで、課題なども目に見えてきたのではないでしょうか。今回のセンターだよりでは、改正精神保健福祉法施行後の「精神医療審査会の概要」をお伝えします。

また、平成２７年５月に実施した県民意識調査から、子ども若者の問題は多岐にわたることが明らかになりました。「思春期とは？」と題して思春期の特徴について、ひきこもり支援センターから紹介します。さらに、若者の自殺について、当県の現状や自殺予防情報センターの取り組みについてもお届けします。

精神医療審査会について

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第１２条に基づき設置され、その事務は、精神保健福祉センターが行なっています。

（1）精神医療審査会の業務

①入院の必要性に関する審査

精神病院の管理者から医療保護入院の届出、措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告があったときに、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行う。

（平成26年度　定期報告等の審査件数）

		提出件数	審査済件数	審査結果件数		
				現在の入院形態が適当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出		1,640	1,360	1,360	0	0
入院中の定期報告	医療保護入院	822	757	757	0	0
	措置入院	5	4	4	0	0
計		2,467	2,121	2,121	0	0

②退院請求、処遇改善請求に関する審査

精神病院に入院中の者又はその保護者等から、退院請求又は処遇改善請求があったときに、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、 又はその処遇が適当であるかどうかについて審査を行うこと。

（平成26年度　退院等の請求の審査件数）

	請求件数	審査済件数	審査結果件数			
			入院または処遇は適当	他の入院形態が適当	入院継続不要処遇不適当	入院継続必要処遇不適当
退院の請求	38	33	29	4	0	0
処遇改善の請求	7	7	5	0	0	2
計	45	40	34	4	0	2

（2）審査会委員構成（任期：2年）

- 滋賀県精神医療審査会は、①精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（医療委員）14名、②法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）5名、③その他の学識経験を有する者（有識者委員）5名の24名の委員で構成されている。
- 審査案件を取り扱う合議体は、医療委員3名、法律家委員および有識者委員各1名からなり、4合議体を設置している。
- 審査会開催回数：合議体24回、全体会1回

思春期とは？？・・・

◆思春期に起こっていること～からだとこころ～◆

子どもが小学校高学年くらいになると、親御さんなど周りの大人からは「子どもが何を考えているかわからない」と感じることはないでしょうか。思春期は、仲間集団、家族、社会など様々な周囲の影響を受けながら、ひとりの大人として自分を確立していく時期で、からだやこころに大きな変化がおこっています。

①からだの変化　第二次性徴により大人らしいからだつきになります。

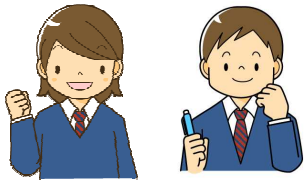

②こころの変化　こころの面でも、さまざまな変化がおとずれます。また脳の発達途上の状態、ホルモンの作用なども影響し、感情や衝動が抑えにくく、自分をコントロールしにくいモヤモヤ状態の時期でもあります。

▶自分探し：　自分自身に目を向けるようになり、「自分は何をしたいのか」「自分とは何か」など考え、自分探しを始めます。

▶親からの自立と甘え：　親から自立したいという欲求が高まる反面、親から離れることへの不安も感じ、相反する気持ちの間で大きく揺れ動きます。

▶仲間関係：　自分の急激な変化や親との関係への不安などに対応するため、仲間関係を大切にするようになります。仲間関係にも敏感になり、「自分がどう思われているか」を気にします。

◆思春期の子どもが不調をあらわすとき◆

しかしこの時期に、仲間関係でのささいなトラブルや家族関係の変化など、うまく受け入れられない事態や変化がおこった時、自分が感じる戸惑いや不安にうまく対応できない時などには、こころやからだに不調があらわれてきます。特に以下のような状態があらわれた場合には、学校や身近な相談窓口への相談をお勧めします。

▷学校に行きたがらない、不登校、ひきこもり、拒食・過食、人と関わることが不安・怖い、何事もおっくうに感じる、イライラして物にあたる、周囲の人に暴力をする、自分の体を傷つける、繰り返し同じ考えが頭に浮かんできて落ち着かない、実際にはないことなのに自分の悪口などを言っている声が聞こえる…など本人の状態や本人のおかれた環境によっては、単に不調やこまった行動だけをなくそうと思ってもうまくいかないことが多いです。子どものあらわす不調や問題行動に適切に対応するには、背景を正しく理解し、本人がどうなりたいと思っているのか、そのために周りができることは何かを整理していくことが大切です。

◆ひきこもり支援センター≪子ども・若者（思春期・青年期）に関する相談窓口≫について◆

思春期・青年期の子ども・若者の相談窓口として、不調や悩みを抱えたご本人からの相談や、子どもの不調や心配な行動に悩んでいるご家族や関係機関からの相談をお受けしています。

ご相談・お問合せは　077－567－5058　［ 平日午前9時～午後4時 ］

子ども若者に関する県民意識調査の結果

現在、子ども若者の問題は多岐に渡ります。県民の皆さんの身近ではどのような問題を感じているか、また、どのような相談窓口があれば良いか、アンケートを実施しました。

Q あなたの身近にある子ども若者に関する問題はなんですか？

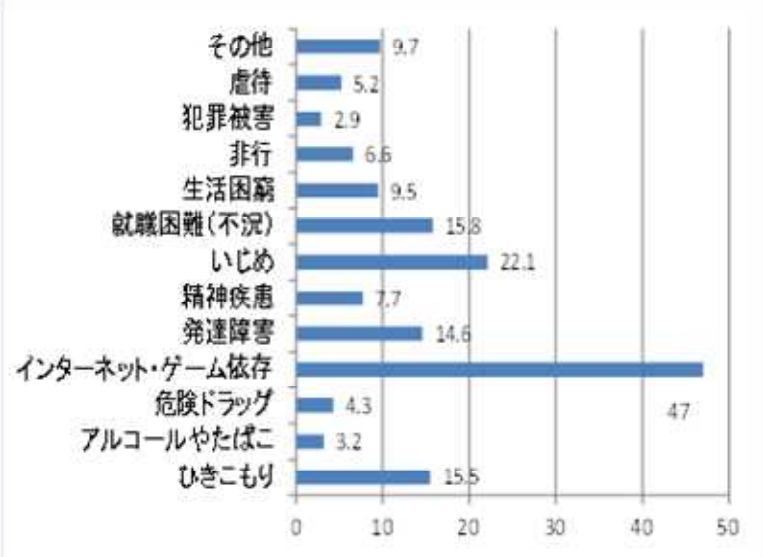

Q 子ども若者総合相談窓口があれば相談しやすくなると考えますか？

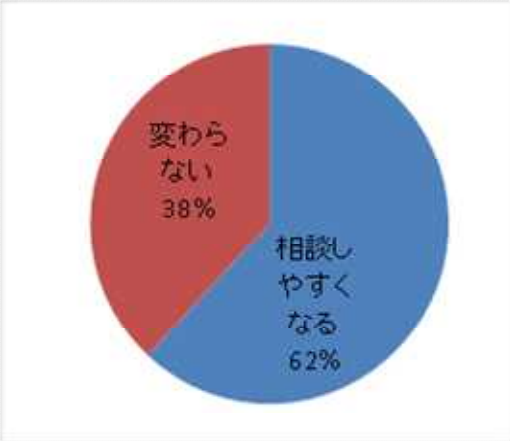

インターネット・ゲームやいじめ・就職困難・ひきこもり等様々な問題を身近に感じている現状が伝わってきました。相談窓口については「家族は相談先がわからない」ことから、総合相談窓口を期待される声もありました。また、「気楽に行ける」「集える場がある」「専門的にアドバイスがもらえる」「見守るだけではなく、きちんと子どもと向き合える相談体制や訪問などの方法」等、あり方についてのご意見も多数寄せられました。

★調査時期：平成27年5月
★対象者：県政モニター398人
★回答数：349人
（回収率87.7%）
たくさんのご意見をありがとうございました。結果のまとめは滋賀県ホームページに掲載されます。

お知らせ　これからの公開講座の予定

	日　時	内　容	講　師	会　場
第3回	2015/11/20（金）	発達が気になる子どもたちの思春期と社会参加	京都少年鑑別所 定本 ゆきこ氏	滋賀県立男女共同参画センター　大ホール
第4回	2015/12/24（木）	・講演　「日本の子どもの貧困～夢をあきらめる子どもたち～」 ・実践報告　広がる学習支援	千葉明徳短期大学教授 山野 良一氏 ・実践報告 大津市社協・守山市・東近江市	コラボしが21 大会議室

対象：どなたでもご参加いただけます。申込み(問い合わせ)は、滋賀県立精神保健福祉センター内ひきこもり支援センター（077－567－5058）までお電話ください。

若者サミットを開催します！！

外に出る、人付き合いをする、やりたいことをみつけて一歩を踏み出す、働く、学校に行く…それらが思うようにいかずに迷ったり悩んだりしている若者自身やその家族が、未来を考えるきっかけになることができたらと願い、若者サミットを開催します。

日時：平成28年1月23日（土）10時～16時30分

場所：滋賀県立男女共同参画センター（近江八幡市鷹飼町80-4）

申込方法　しがネット受付サービス、FAX、電話で申し込みをお願いします。

FAX　077-562-4334　／　電話　077-567-5058

不登校、ひきこもり、何かしなければと思うけれどなかなか一歩が踏み出せない、

しがネット受付サービスQRコード

若者の自殺について

滋賀県の若者の自殺の現状は？

平成25年滋賀県年齢階級別自殺死亡者数・構成割合(表1)

年齢階級	死亡総数	自殺者数	割合(%)	死因順位
10～14歳	6	1	16.7%	第2位
15～19歳	15	5	33.3%	第1位
20～24歳	27	18	66.7%	第1位
25～29歳	27	12	44.4%	第1位
30～34歳	36	10	27.8%	第1位
35～39歳	54	16	29.6%	第1位

（人口動態統計）

日本の自殺の現状は平成10年に3万人を超え、それから14年間3万人超える状態が続いていました。平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、平成26年は25,427 人となりましたが未だ多くの方が自殺で亡くなっています。

滋賀県でも平成26年は254人と減少傾向にある自殺者数ですが、滋賀県の15歳から39歳までの自殺者は死因の第1位を占めている(表1)とともに、29歳以下については減少傾向とはなっていません(図1)。

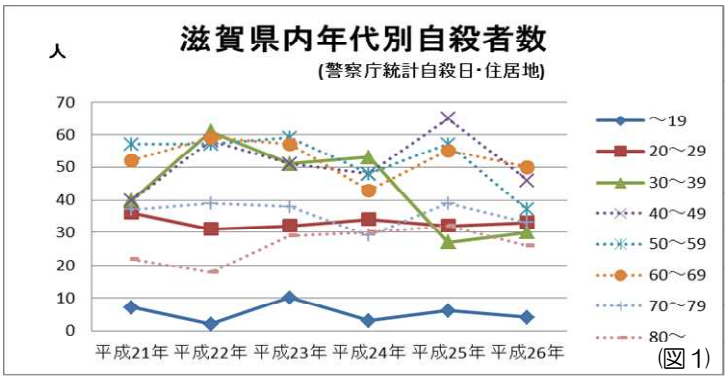

(図1)

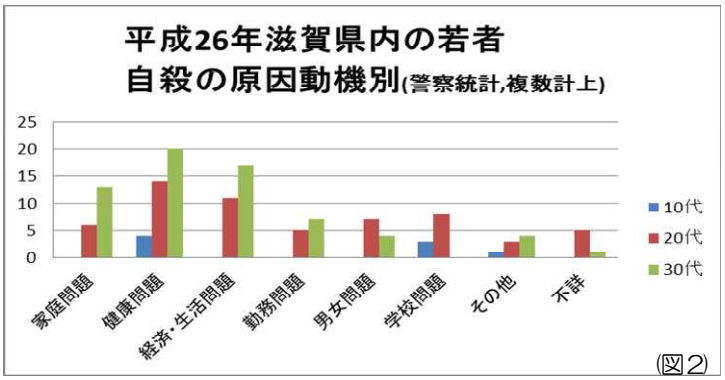

(図2)

滋賀県の若者の自殺の原因は?

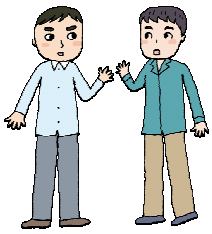

警察の統計によると、平成26年滋賀県内の若者の自殺の原因は図２の通りとなっていますが、他の年代と比べて、健康問題、経済生活問題、家庭問題、勤務問題、男女問題、学校問題と多岐にわたっているのが特徴です。若者自身が悩みを周囲の人に相談できることと、ストレスを上手に解消することが大切です。自殺を考えている人は、口数が減るなどのサインを発していることが多いため、周りの人がそのサインに気づき適切な対応を取ることが重要です。

あなたもゲートキーパーになりませんか！

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要に応じて専門機関につなげ、見守る人のことです。悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥り、最終的には自殺に至ってしまう場合があります。周囲にいる人がちょっとした変化に気づき、声をかけることで相談につながることがあります。一人でも多くの方がゲートキーパーになり支え合うことができると自殺に至る前に問題が解決でき、自殺を防ぐことにつながります。

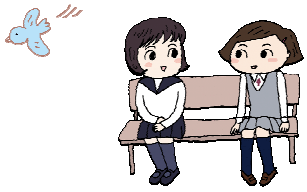

ゲートキーパー研修の受講について

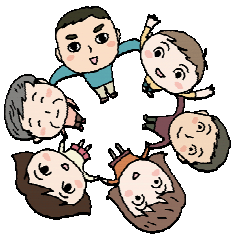

滋賀県立精神保健福祉センター(滋賀県自殺予防情報センター)や県内の行政機関等ではゲートキーパー研修会を開催しています。ゲートキーパー研修会では、ゲートキーパーに必要な知識や声かけなどの対応の仕方を学ぶことができます。研修受講を希望される関係機関の方がありましたら、滋賀県立精神保健福祉センター(滋賀県自殺予防情報センター)までお問い合わせ下さい。

(イラスト：細川　貂々)

～話してください、あなたの悩み～

- こころの電話　TEL　077-567-5560
  (年末年始を除く、月～金　10:00～12:00、13:00～21:00)
- 滋賀県自殺予防情報センター電話相談　(滋賀県臨床心理士会委託)
  TEL　077-566-4326　(年末年始を除く、9:00～21:00)
- 滋賀県立精神保健福祉センター　TEL　077-567-5010
  (年末年始を除く、月～金　9:00～16:00　面接は要予約)

※お近くの保健所、市役所、町役場でも相談できます。